

27年度のとつきクン
も最後となりました。

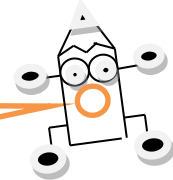
介護保険課認定係
平成28年3月1日

認定調査とつきクン通信 (H27第9号)

(H27年度は評価軸(3軸)「能力・介助の方法・有無」の再確認で通信内容を作成します)

質問 (評価軸)

次のうち、介助の方法で評価する基本調査項目はどれですか。



- 1・歩行
- 2・起き上がり
- 3・金銭管理

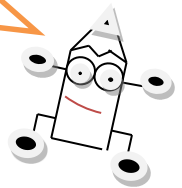


評価軸ねー。介助の方法は
歩行だったかな

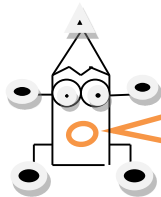
解説 3つの評価軸について

「歩行」「起き上がり」は“能力”で評価する基本調査項目です。また、**「金銭管理」は、金銭管理についてどのような介助が行われているかを評価する“介助の方法”**の基本調査項目です。

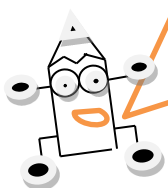
正解は金銭管理



そうか、歩行は「能力」で、
移動が「介助の方法」だった
わね。間違えちゃった。



それぞれの調査項目が、「能力」・「介助の方法」・
「有無」の**3つの評価軸のどれで判断するのか**
を、きちんと理解していないといけないよね。



今年度は厚生労働省：要介護認定適正化事業の認定調査員向け「e-ラーニング」の問題集を中心に
出題してみました。皆さんも登録してやってみ
てください。

また、調査の事で困ったことや分からないことは、いつでも認定係へ相談してください。(認定調査員の研修案内は江戸川区のホームページに掲載
しています、確認してください。)

私も問題集や
ってみるね。





介護保険課認定係

平成30年2月1日

認定調査とつきクン通信 (H29第11号)

(H29年度は、認定調査員 e-ラーニングの問題から一緒に学びましょう)

質問 要介護認定の基本設計

認定調査票の特記事項は、どのような時に利用されますか。

- 一次判定の修正・確定
- 一次判定の修正・確定と二次判定
- 二次判定

e-ラーニングには、こんな問題もあったのね。全く分からないわ……。テキスト読み直します。

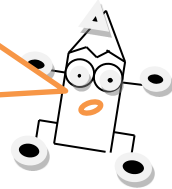


e-ラーニング【解説】特記事項について

介護認定審査会において、特記事項は、「基本調査（選択根拠）の確認」と「介護の手間の判断」という2つの視点から活用されます。

それぞれの目的を果たすため、「選択根拠」「手間」「頻度」の3つのポイントに留意しつつ、特記事項に記載します。

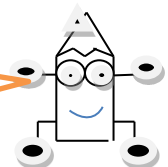
正解は、2番目の「一次判定の修正・確定と二次判定」です。調査員テキストの1ページ目に、「基本設計」について記載があるね。調査員は実際に申請者を目の当たりにして審査に必要な情報を提供する立場にある。したがって、調査員は申請者の状況を極力正確に介護認定審査会委員に伝達すべく調査票をまとめる必要があるってことだね。



テキスト読んだよ。介護認定審査会に伝えるために、調査票には3つのポイントを踏まえ、特記を記載するよう努力しま〜す。



e-ラーニングには、「基本設計」の他にも色々な問題があるので、ぜひ皆さん挑戦してみてください。

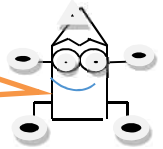




介護保険課認定係
令和2年4月1日

認定調査とつきクン通信（R2第1号）

調査員の皆さん、今年度もよろしくお願ひします。

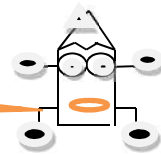


今年で、「とつきクン通信」も10年目、昨年は調査項目ごとのバックナンバー版を作成しました。今年度からは、年4回の発行(4月・7月・10月・1月)となり、内容もリニューアルします！



具体的にはどんな内容になるのかしら？

例えば、下記のような内容が考えられるよね。



東京都福祉保健局から届いた大切なお知らせを皆さんに周知。

専門調査員から問い合わせの多い内容について情報共有。

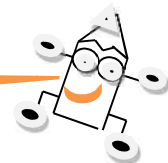
初心に戻り、改めて調査を行う上で気をつけていただきたいこと等々。

皆さんが調査を行う上で、より役立つ情報をお伝えしていきます！



調査に役立つ情報なら大歓迎だわ！

次回のとつきクン通信をお楽しみに！





調査員の皆さん、体調はいかがですか？

認定調査とつきクン通信（R2第2号）

初心に戻り、特記事項について勉強しよう。

特記事項が必要な理由

特記事項は、審査会で2つの視点から活用

1. 一次判定修正確定の際に、基本調査の内容が正しいかどうかを確認。
2. 二次判定（介護の手間にかかる審査判定）の際に、一次判定で十分に反映されていない介護の手間を検討するため。

特記事項は選択根拠、手間、頻度を記入することが大切。

特記事項の例（4 - 6）大声をだす

頻度

選択根拠

「毎日」夕方になると、外に向かって大声で怒鳴り始める。

このため、家族は毎回なだめている。

手間

興奮しており、落ち着くまで「30分は」目が離せない。

（厚生労働省適正化事業 e - ラーニング教材「特記事項」より）

暑いけど、マスクしようね。



特に2群・4群は、基本調査項目の選択のみでは、介護の手間や量がイメージしにくい為、具体的な特記があることで、審査会で介護の手間を検討することができるよね。

今回の内容は e - ラーニングの教材です。改めて、e - ラーニングの勉強をしてみてください。

登録が済んでない方は、認定係へ連絡をしてくださいね。

再確認ってことね。



そうだよ。審査会で活用できる特記を書かないとね。「頻度」「選択根拠」「手間」の内容を聞き取らないといけなね。





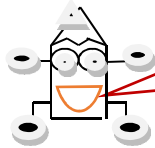
新型コロナウイルス感染防止の観点から、
当面の間、参集形式の研修は開催を見合わせています。
みんなに会えないけれど、困っていることはないかな？

介護保険課認定係
令和2年10月1日



認定調査とつきクン通信（R2第3号）

調査票の問い合わせの多い内容について情報共有しよう。



江戸川区では、調査内容の確認を
専門調査員が行っているよ。

「認定調査内容の確認と回答のお願い」

という書面の事ね。

整理して特記を書いているつもりだけど・・・
きっと、何か不足しているのよね。

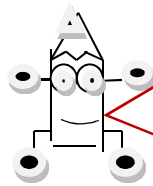


専門調査での確認状況や、つきクンに掲載頻度が多い項目

- ・ 1 - 5 （座位保持）
- ・ 1 - 10（洗身）
- ・ 2 - 2 （移動）
- ・ 2 - 5 （排尿）
- ・ 4 - 4 （昼夜逆転）
- ・ 4 - 12（ひどい物忘れ）
- ・ 5 - 6 （簡単な調理）

- ・ 定義に基づいた選択肢か
- ・ 選択肢と特記内容が合っているか
- ・ 迷った根拠が記載されているか
- ・ 介護の手間は発生しているか
- ・ 頻度から判断しているか

こういう内容を確認しているよ。
つきクン調査項目別バックナンバー
も掲載しているので、参考にしてね。



調査対象者に会うことなしに認定調査員の仕事は出来ません。

出来る限り身体的距離を確保し、マスク着用で、手洗いを丁寧に行って臨む
認定調査、お疲れ様です。ご自身の体調管理も十分注意してくださいね。





調査員の皆さん、今年もよろしくお祈りします！

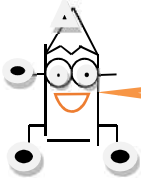
介護保険課認定係
令和3年1月5日



認定調査とつきクン通信（R2第4号）

特記事項を適切に記載するには？

調査を初めてまだ間もないから、調査項目のチェックや特記事項の書き方が良く分からなくて悩むことがあるの。周りには相談できる人が誰もいないし。そんな時はどうしたらいいの？

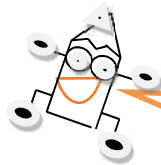


認定調査員テキストで、定義を確認するといいいよ。項目ごとに評価軸が異なるから、3軸の判断基準を間違えないようにね！判断に迷ったら、まずテキストを開く癖をつけよう。専門調査員から問い合わせ FAX が届いたら、テキストを見ながら内容を確認しないと、**審査会で必要とする特記**にはならないよ。

テキストを良く読んで参考にすればいいのね。でも私は今年度 web で新規研修を受講したから、テキストを持っていないの。テキストはどこで貰えるのかな？



参集によらない新規研修を受講したんだね。認定係に連絡すればテキストは貰えるよ！それからスキルアップに役立つ「現任研修」や「個別研修」もあるから、積極的に受講してね。e-ラーニングシステムで、問題集に挑戦するのもおすすめだよ！e-ラーニングシステム未登録の人は、認定係に連絡してね。



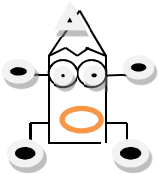
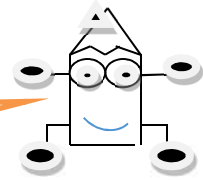
わかったわ。まずはテキストを読み込んでさらに e-ラーニングや研修で知識を深め、対象者の状況を正確に審査会に伝えられるような特記を書けるよう努力してみます！





認定調査とつきクン通信 (R4第1号)

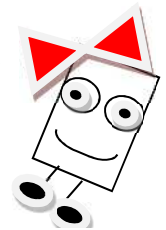
調査員の皆様においては、日々頑張ってくださいありがとうございます。今回はとつきクンから重要なお知らせがあります。



3-7 4-12 5-1 の江戸川区の評価が全国平均とずれが生じていることに着目しました。

3-7 場所の理解 「自宅」「施設」等区別がつけば「できる」を選択しますが、自宅でないにもかかわらず、どこにいるか理解していない場合は「できない」を選択します。

調査員ハンドブック 別冊 問いかけ集 P.49 で確認したわ。
「今どこにいるか」を聞くようにしたらいいのね。



4-12 ひどい物忘れ

「ひどい物忘れ」行動の頻度を評価します。

右記のデータより江戸川区の評価が全国平均と比べ、ずれが生じていることが分かりました。

R2年4~9月の要介護認定適正化事業分析データ

4-12	江戸川区 (%)	都 (%)	全国 (%)
物忘れ			
ない	77.2	70.0	68.2
ときどき	5.1	5.4	5.4
ある	17.7	24.7	26.4

再度定義と照らし、誤りがないか東京都に確認し、ずれの原因を探りました。

東京都からの見解は定義の中の「この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況(火の不始末など)をいう。」

この文章中の と の間に「もしくは」が入る文章であるとのこと。よって

上記の と のいずれかが発生している場合は

週1回以上は「ある」 月1回以上週1回未満は「ときどきある」となります。

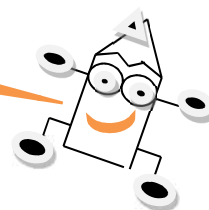
調査時必ず確認して欲しい内容

- 1.この物忘れによって何らかの行動が起きているか
- 2.周囲の者が何らかの対応をとらなければならない状況があるのかどうか
- 3.過去1か月間の頻度、時間

他にも、調査員ハンドブック 別冊 問いかけ集 P.66 にありますが、探し物が見つからない時に、「人に盗られた」「誰かに持っていかれた」等の被害的な発言の有無を確認して下さい。

4-1「被害的」4-2「作話」に関連してきます。

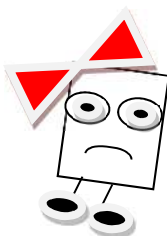
適正に評価できているか確認することは必要だね。



5-1 薬の内服

何がちがっているのかしら？
全国平均とズレているわね
全介助が少ないようだね。

5-1	江戸川区(%)	都(%)	全国(%)
薬の内服			
介助されていない	28.2	29.4	26.5
一部介助	60.4	52.5	54.6
全介助	11.3	18.1	18.9



テキスト P.132

「3.全介助」の部分を見ると

薬や水を手元に用意する、薬を口に入れるという一連の行為に介助が行われている場合をいう。

東京都より、薬を口に入れるまで介助が行われていれば「全介助」となる。と確認しました。

水を飲む行為については特記として記して下さい。

同じ「全介助」でも自分で飲めるのか、介助で飲むのかで二次判定での評価の対象になります。

